

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったり、また、深く傷つき、悩んでいる生徒がいる。

いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

北海道中札内高等養護学校

(令和2年3月一部改訂)

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」と認識すること
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」と認識すること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること
- いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- 対人関係からのトラブルやいじめ問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせる。

3 いじめの構造と理解、動機

(1) いじめの構造

いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や舎室等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり、深刻化したりする。

(2) いじめの理解

- 生徒の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- 多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒として巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する必要がある。
- 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応が必要である。
- 「けんか」「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- いじめが解消している状態とは、次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
(少なくとも3か月を目安とする)
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(3) いじめの動機

いじめの動機には、次のものなどが考えられる。

- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり降ろそうとする）
- 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- 愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- 欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものが考えられる。

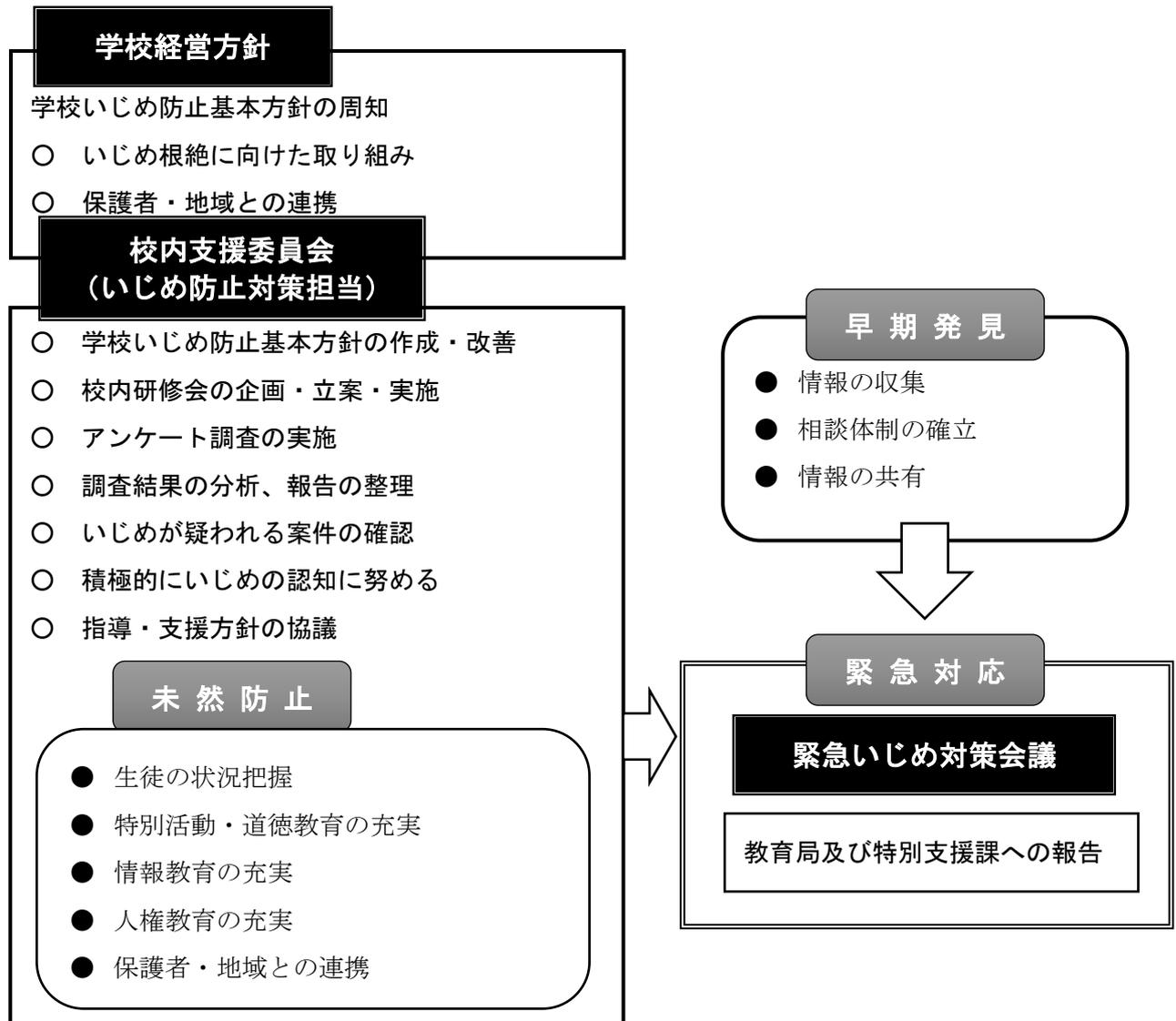
- ・悪口を言う ・あざける ・落書き ・物壊し ・集団での無視 陰口
- ・避ける ・ぶつかる ・小突く ・命令 ・脅し ・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷 ・噂流し ・授業中のからかい ・仲間外れ
- ・嫌がらせ ・暴力 ・たかり ・使い走り

「暴力を伴わないわかない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要がある

Ⅱ いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

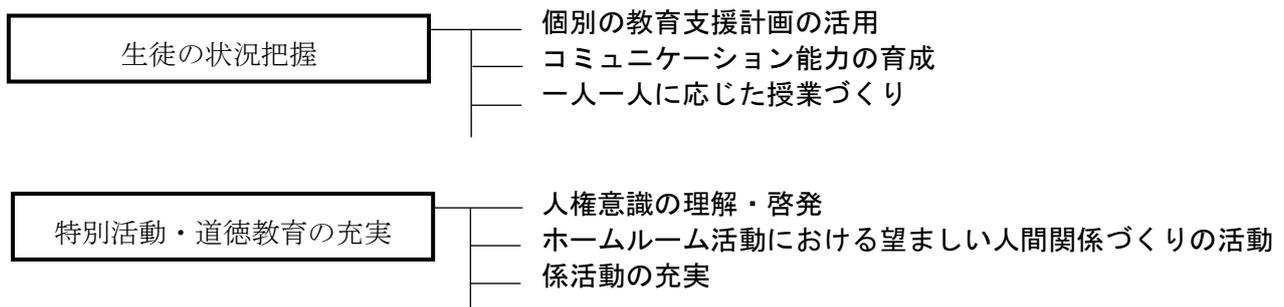
いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

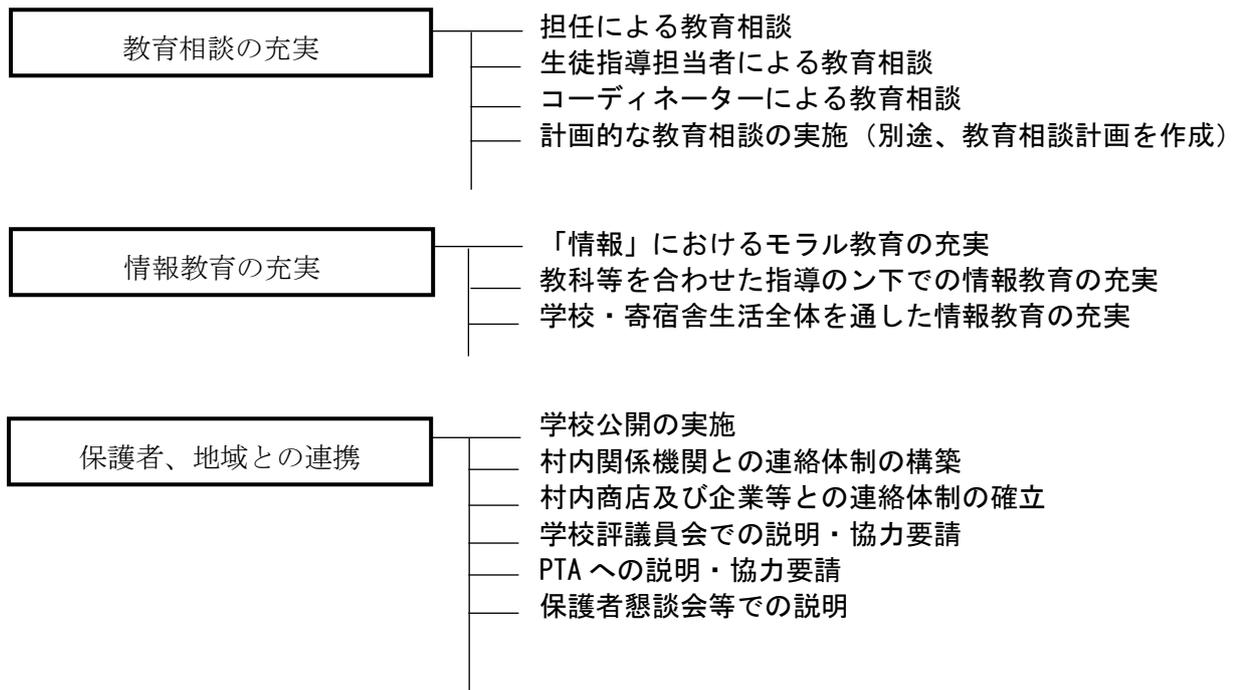


Ⅲ いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取り組みが求められる。

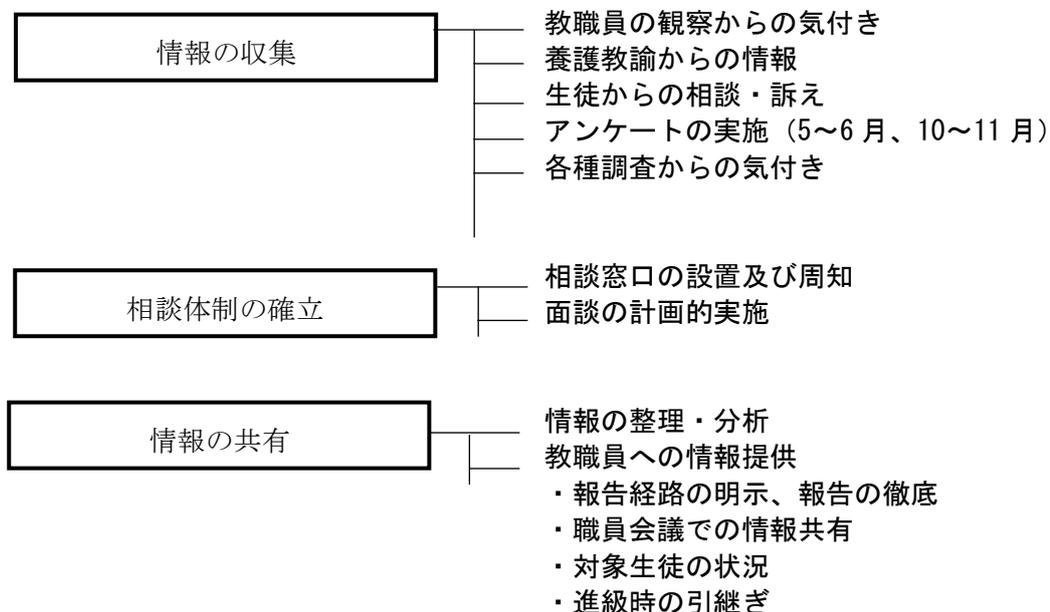
生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。





IV いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。



■チェックリストの活用■

いじめられている生徒のサイン	
チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える
<input type="checkbox"/>	遅刻・欠席の理由を明確に言わない
<input type="checkbox"/>	教師と視線が合わず、うつむいている
<input type="checkbox"/>	体調不良を訴える
<input type="checkbox"/>	保健室・トイレに行くようになる
<input type="checkbox"/>	決められた座席と異なる席についている
<input type="checkbox"/>	給食にいたずらをされている
<input type="checkbox"/>	ふざけ合っているが表情がさえない
<input type="checkbox"/>	友だちとのかかわりを避ける
<input type="checkbox"/>	慌てて下校する
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなる
<input type="checkbox"/>	持ち物にいたずらをされている
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る
<input type="checkbox"/>	筆記用具の貸し借りが多い
いじている生徒のサイン	
<input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている
<input type="checkbox"/>	ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
<input type="checkbox"/>	教職員が近づくと、不自然に分散する
<input type="checkbox"/>	自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる
寄宿舎や家庭でのサイン	
<input type="checkbox"/>	学校や友達のことを話さなくなる
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
<input type="checkbox"/>	特定の友人からの誘いをよく断る
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
<input type="checkbox"/>	登校時間になると体調不良を訴える
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたりする
<input type="checkbox"/>	持ち物に落書きがある
<input type="checkbox"/>	お金を欲しがる

V いじめへの対応

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

2 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 保護者への対応

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局との連携

- 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療関係との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する等がネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリング
- 保護者の見守り

イ 情報教育の充実

- インターネット上のいじめに対する指導や情報モラル教育の充実
- 「生活単元学習」における情報モラル教育の充実
- ホームルームや全校集会における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

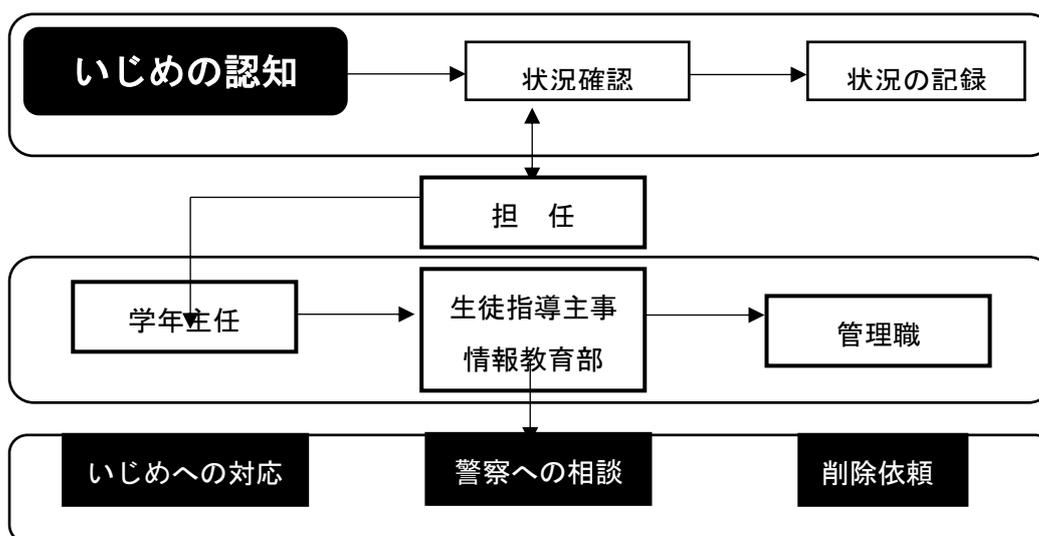
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめの予防

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。